

京都市保育所保育料徴収基準表

[平成22年4月実施]

階層 区分	徴収区分 世帯区分	徴 収 額 (月 額 , 単 位 : 円)														
		(ア)			(イ)			(ウ)			(エ)			(オ)		
		一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算	一 般 分		2人目 の加算
		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	所得税及び市民税非課税	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100
C 1	所得税非課税 市民税均等割のみ課税	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700
C 2	所得税非課税 市民税所得割課税	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000
D 1	所得税 1円以上 5,000円未満	11,900	10,900	5,600	12,600	11,500	5,700	13,300	12,100	5,800	14,000	12,800	5,900	14,700	13,400	6,000
D 2	" 5,000円以上 15,000円未満	15,700	13,000	6,600	16,600	13,700	6,700	17,500	14,500	6,800	18,400	15,200	6,900	19,300	16,000	7,000
D 3	" 15,000円以上 45,000円未満	19,500	15,600	7,900	20,600	16,500	8,200	21,700	17,400	8,300	22,900	18,300	8,500	24,000	19,200	8,700
D 4	" 45,000円以上 75,000円未満	27,800	19,700	10,200	29,400	20,800	10,700	31,000	22,000	10,800	32,700	23,100	11,000	34,300	24,300	11,200
D 5	" 75,000円以上 112,500円未満	37,300	24,500	12,800	39,400	25,900	13,300	41,600	27,300	13,400	43,800	28,800	13,600	46,000	30,200	13,800
D 6	" 112,500円以上 202,500円未満	44,000	28,000	18,600	46,500	29,600	19,100	49,100	31,200	19,200	51,700	32,900	19,400	54,300	34,500	19,600
D 7	" 202,500円以上 602,500円未満	50,300	28,600	19,300	53,200	30,200	19,800	56,200	31,900	19,900	59,100	33,600	20,100	62,100	35,300	20,300
D 8	" 602,500円以上 734,000円未満	55,800	31,100	19,800	59,000	32,900	20,300	62,300	34,700	20,400	65,600	36,500	20,600	68,900	38,400	20,800
D 9	" 734,000円以上	72,500	40,700	25,800	76,700	43,100	26,500	80,900	45,500	26,600	85,200	47,800	26,800	89,500	50,300	27,100

保育時間帯	(ア) 夜間保育所		(イ) 夜間保育所			(ウ)			(エ)			(オ)
	午前8時30分以後	午後1時30分以後	午前8時以後 午前8時30分前	午前8時30分以後	午前11時以後 午後1時30分前	午前7時30分以後 午前8時前	午前8時以後 午前8時30分前	午前8時30分以後	午前7時30分以後 午前8時前	午前8時以後 午前8時30分前	午前7時30分以後 午前8時前	
開始時刻												
終了時刻	午後5時以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時30分以後 午後6時以前	午後5時以後 午後5時30分以前	午後5時30分以後 午後6時以前	午後5時30分以後 午後6時以前	

※ 児童が2人以上入所している場合、最も年齢の高い児童が一般分の保育料になります。

※ 保育所同時入所における3人目以降の保育料は、無料です。

※ 「3歳未満」とは当該年度の4月初日において3歳に達していない児童をいい、年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中については「3歳未満」として取り扱います。

※ 住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除、配当控除、電子証明書等特別控除、外国税額控除、寄附金控除（国又は地方公共団体等に対する寄附金）等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。